

構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針

平成18年9月15日
構造改革特別区域推進本部

平成18年6月1日から30日までの間、構造改革特区に係る第9次提案の募集を実施した。構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)において、「特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を受け付け、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行い、別表1を追加・充実していくものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの構造改革特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表1のうち法律改正が必要な事項については、構造改革特区における地域特性を含めた法制上の整理を行った上で、構造改革特別区域法の改正法案として、遅くとも次期通常国会までに提出するよう速やかに準備する。

なお、規制所管省庁においては、別表1に掲げられた規制の特例措置を定める法律の案を作成するに当たっては、別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

別表1に掲げられた規制の特例措置のうち 以外のものについては、「規制の特例措置の内容」、「同意の要件」及び「特例措置に伴い必要となる手続き」を具体的に検討した上で、11月下旬を目途に閣議決定により基本方針の別表1に追加する。

基本方針の別表1に掲げられることとなる規制の特例措置を定める省令、訓令又は通達(以下「省令等」という。)は、12月までのできる限り早い時期に公布し、平成19年1月1日までに施行するものとする。なお、規制

所管省庁においては、省令等の案を作成するに当たっては、別表1及び基本方針の別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

これらの規制の特例措置は、原則として平成19年1月の構造改革特別区域計画の認定申請において、構造改革特別区域計画に記載できる規制の特例措置の対象とする。

2．全国において実施する規制改革事項

構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表2に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について規制改革・民間開放推進会議が適切に監視していくものとする。

3．規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等は、別表3のとおりである。

なお、別表3に掲げられた規制改革事項等について規制所管省庁が検討した結果、新たに構造改革特区において規制の特例措置を講じることとなる規制改革事項、又は構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することとなる規制改革事項等については、改めて対応方針として定めるものとする。

〔今後の対応方針〕

別表3に掲げられた規制改革事項等については、所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行うものとし、提案の趣旨を損なわないよう、内閣官房が適切に監視していくものとする。

4．提案を実現するための措置

上記1．から3．に掲げるもののほか、提案を実現するために対応すべき事項は別表4のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表4に掲げられた事項については、提案の趣旨を損なわないよう留意し、担当省庁が実施時期までに措置することとする。

5 . その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが構造改革特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
412	事務処理特例条例に基づく事務移譲における国との協議等の都道府県経由手続の廃止	地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第252条の17の3第3項	条例による事務処理特例制度により都道府県から市町村に移譲された事務権限につき、当該事務権限を規定する法令において国の行政機関への協議又は許認可等の申請等が規定されている場合について、都道府県を経由せず市町村が直接国の行政機関に対し協議又は許認可等の申請等を行うことができるよう措置する。	総務省
834	学校施設の整備・管理に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第23条第2号、第7号	現行制度上、学校施設の整備・管理に関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方公共団体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を検討し、措置する。	文部科学省
1145	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業の拡充	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条	現行の特例措置1131(1143)において、e-ラーニングによる講座の実施が可能であることを明示するよう措置する。	経済産業省
1146	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業の拡充	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第25条	現行の特例措置1132(1144)において、e-ラーニングによる講座の実施が可能であることを明示するよう措置する。	経済産業省

別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
104	救急現場への医師派遣用乗用車の緊急自動車としての指定追加	道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第39条第1項 道路交通法施行令(昭和35年10月11日政令第270号)第13条第1項	現在、緊急自動車の指定対象となっていない救急医療のために出動する医師派遣用乗用車を、緊急自動車の指定対象とするため、道路交通の安全と円滑の観点から踏まえつつ、具体的な要件について関係省庁と更なる検討を進め、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。	平成19年度中	警察庁
439	固体酸化物型燃料電池(SOFC)の実証実験を円滑に行うための規制緩和	消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第9条 消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)第5条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年3月6日総務省令第24号)3条、6条第1項第2号、第16条 火災予防条例(例)(昭和36年11月22日 自消甲予発第73号消防庁長官)	固体酸化物型燃料電池(SOFC)について、平成19年度に消防法令上の規制のあり方について検討・検証を行い、その結果を踏まえ、建築物等からの保有距離等について所要の措置を講ずるものとする。	平成19年度中	総務省
440	消防法第17条に規定する消防用設備等設置の柔軟な対応	消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第17条 消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)別表第一	旅館・ホテル等では、消防法令に基づき誘導灯等の消防用設備等を設置することが必要であるが、火災危険性等を考慮し、現行制度と同様の安全性が確保されるものとして一定の要件を充たすものについて、現地消防本部の判断により、誘導灯及び誘導標識並びに消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないものとするができるよう、所要の措置を講ずるものとする。	平成18年度中	総務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
607	短期滞在査証の申請における身元保証書の免除	外務省設置法(平成11年7月16日法律第94号)第4条第13項	中国人、ロシア・NIS諸国人が短期滞在査証を申請する場合、原則身元保証書の提出が必要であるが、招へい人が国の独立行政法人の研究機関で一定の地位にある者で、学会参加等業務上、中国、ロシア・NIS諸国の研究者を招へいする場合には、身元保証書の提出を省略可能とする。	平成19年度中	外務省
835	文化・スポーツに関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第23条第13号、第19号	現行制度上、文化・スポーツに関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方公共団体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を検討し、措置する。	平成18年度中	文部科学省
836	教育委員会の委員数の弾力化	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第3条	現行制度上、教育委員の数については、原則5名とされているところ、これを地方公共団体の判断により柔軟に定めることができるよう検討し、措置する。	平成18年度中	文部科学省
837	社会教育関係団体に対して補助金を交付する場合の規制緩和	社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)第13条	現行制度上、地方公共団体が社会教育団体へ補助金を交付する場合は「社会教育委員の会議」の意見を聴かなければならないところ、当該会議の実施形態として、社会教育分野の審議会に社会教育委員が参画する形態も含まれるような柔軟な運用が可能となるよう措置する。	平成18年度中	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
838 983	医師不足県における医師養成数の暫定的な調整の容認	平成9年の閣議決定「財政構造改革の推進について」(平09閣内122)	「新医師確保総合対策」(平成18年8月31日地域医療に関する関係省庁連絡会議)に基づき、一定の要件の下、医師の不足が特に深刻と認められる県において、当該県内への医師の定着を目的として、一定期間、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨の下、現行の当該県内における医師の養成数に上乘せする暫定的な調整の計画を容認する。	平成18年度中	文部科学省 厚生労働省
982	社会福祉事業収入の充当規制緩和	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第26条 「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号) 「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取り扱いについて」(平成12年3月10日:老発第188号) 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日:雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号) 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日:雇児発第487号、社援発第1274号、老発第273号)	社会福祉事業の実施により生じた剰余金については、充当できる範囲等を検討の上、今年度中に関係通知を改正し、介護福祉士養成施設を経営する事業にも充当することができるよう措置する。	平成18年度中	厚生労働省
1015	市民農園で栽培された農作物の直売所等での販売	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年6月28日法律第58号)第2条第2項第2号 市民農園の整備の推進に関する留意事項について(平成16年3月26日付け15農振第2643号 農村振興局長通知)記の第1の2	市民農園において趣味的な目的で農作物の栽培を行い、自家消費量を超えるものを直売所等で販売しても、市民農園制度の趣旨には齟齬を来すものではない旨の通知の発出により措置済みである。(平成18年3月28日付け17農振第2038号農村振興局長通知) 【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分されていたもの】	平成18年3月28日 施行(措置済)	農林水産省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1016	主要農作物種子制度に係る通知の廃止と新たな通知の発出	新たな食糧制度及び改正農産物検査制度における主要農作物種子の取扱いについて(平成7年11月1日付け7農蚕第7356号農蚕園芸局長通知)第1の2の(1)	都道府県事務の簡素化等の観点から主要農作物種子制度の運用方法の改善・工夫が図られるよう、都道府県及び関係団体に対して新たな通知を平成18年度中に発出する。	平成18年度中	農林水産省
1017	保安林の作業許可の手續の簡素化	森林法(昭和26年6月26日法律第249号)第34条第2項 「保安林の土地の形質の変更行為に係る作業許可の取扱いについて」(平成7年10月31日付け7林野治第3068号林野庁長官通知)第2の2の(1)のウ	反復的な許可申請に係る手續の迅速化を図る観点から、再度の許可申請時において、過去に提出した添付書類に変更がない場合は当該書類の提出を求めないよう手續の改善を行い、都道府県に対し周知する。	平成18年度中	農林水産省
1018	保安林の指定解除の際の農林水産大臣への協議に係る事務の軽減	森林法(昭和26年6月26日法律第249号)第26条の2第4項 「規制緩和推進3ヶ年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(平成11年4月1日付け11-12 治山課長通知)1の(1)	保安林の指定解除の際の都道府県知事からの協議に対する農林水産大臣の同意については、地方の事務軽減を図る観点から、保安施設事業等の施行地内の場合を除き「規制緩和推進3ヶ年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」に定める標準的な処理期間を60日から30日に縮減する。	平成18年度中	農林水産省
1019	分収育林制度(緑のオーナー制度)におけるオーナーの契約期間延長の意向確認等の徹底	「国有林分収育林事業の実施について」(昭和59年10月4日付け59林野業二第88号林野庁長官通達)別添「分収育林事業実施要領」第8の4の(2)	契約期間の満了に先立ち、分収木の販売を知らせる際に行う契約延長の意向確認において、今後は、一人でも延長の意向がある場合には、その際オーナーから寄せられた契約期間に係る意見を添付し、文書によるオーナー全員への再意向確認を徹底するよう措置する。	平成18年度中	農林水産省
1020	製造販売承認申請書及び添付書類の提出部数の見直し	動物用医薬品等取締規則(平成16年12月24日農林水産省令第107号)別記様式第13号及び第14号(第23条、第82条関係)	平成18年度中に動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号)別記様式第13号及び第14号(第23条、第82条関係)を改正し、製造販売承認申請書及び添付資料の提出部数を1部とする。	平成18年度中	農林水産省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1021	獣医師が情報提供できる範囲の明確化	獣医療法(平成4年5月20日法律第46号)第17条 獣医療法施行規則(平成4年8月25日農林水産省令第44号)第24条	獣医療広告に関し、獣医師が情報提供できる範囲等について、明確に分かるよう、その例示等について都道府県の所管課あてに書面により通知することとする。	平成18年度中	農林水産省
1137	バイオディーゼル燃料を軽油に混合した場合における軽油規格のルール化	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年11月25日法律第88号)第17条の7 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和52年5月17日通商産業省令第24号)第22条、第23条	バイオディーゼル燃料混合軽油について、既販のディーゼル車において車両改造等の対策をせずに一般的に使用する場合における、安全面及び環境面の観点から問題が生じない燃料性状の条件が、総合資源エネルギー調査会石油分科会燃料政策小委員会において、本年6月に取りまとめられたところである。これを踏まえ、平成18年度中に揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則に規定する軽油規格に反映する。 【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分されていたもの】	平成18年度中	経済産業省
1138	特例措置1143及び1144における審査手続等の明確化	平成18年経済産業省告示第248号第1条、第2条 平成18年経済産業省告示第249号第1条、第2条	特例措置1143及び1144における審査手続等については、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構において、守秘義務に係る事項を精査した上で、ホームページ等で公表する。	平成18年度中	経済産業省
1263	交差点等の地上に設けるアーケードの占用許可基準の緩和	道路法施行令(昭和27年12月4日政令第479号)第10条第2項	道路が交差する場所におけるアーケードの占用については、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合、可能となるよう措置する。	平成18年度中	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
2101	住宅防音事業補助金交付申込書の添付書類のうち印鑑証明書の一部不要化	「住宅防音事業事務処理要領について(通達)」(平成15年7月31日付け施本第1180号(CFS)防衛施設庁長官通達)第7	現行通達では住宅防音事業補助金交付申込書に印鑑証明書を添付することとしているが、申込者が現地調査時等に本人確認等を希望する場合で、本人確認等が可能な場合には、印鑑証明書の添付を不要とするよう措置する。	平成18年度中	防衛庁

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
401	個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金算定方法の柔軟化	地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)第42条 地方税法施行令(昭和25年7月31日政令第245号)第8条	平成19年度税制改正に向けた検討を行うこととしている。 なお、税制改正については、与党税制調査会における議論、決定を経る必要があるものである。	平成18年度中に結論	総務省
402	過疎地域・辺地地域内における移動通信用鉄塔施設整備事業を地方単独事業として実施する要件の緩和	「移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単独事業について」(平成16年10月4日付け 総行情第131号 総務省自治行政局地域情報政策室長通知) 別紙「3 電気通信事業者の負担について」	総務省において、地方公共団体からのニーズや国庫補助事業等の施策との調整を含め、事業者負担要件の緩和に向けた検討を行う。	平成19年4月までに結論	総務省
403	社会教育に関する権限の移譲	地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第180条の7、第180条の8	教育委員会の事務権限の移譲について、その条件や範囲を含め具体的な内容は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を所管する文部科学省において検討が進められるものと承知している。 これを踏まえ、対応すべき事項がある場合には必要な検討を行う。	平成18年度中に措置できるよう結論	総務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
504	在留資格「投資・経営」で入国・在留する者のうち、高度人材に係る在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年10月28日法務省令第54号)別表第2	内閣官房に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」や「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」等における入国後の外国人の在留状況を的確に把握する仕組みについての検討結果及び改正入管法の下で在留期間の上限を5年間とする外国人研究者、外国人情報処理技術者の入国・在留状況を踏まえ、高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について平成18年度中に結論を得るべく、検討を行っていく。	平成18年度中に結論	法務省
801	中核市等の市町村教育委員会への教職員人事権の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第37条	現行制度上、教職員の人事権は都道府県・指定都市教育委員会にあるが、中核市等の地方公共団体の教育委員会に移譲できるよう、その条件や範囲を含め具体的内容を検討する。	平成18年度中に結論	文部科学省
802	社会教育に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第23条第12号	現行制度上、社会教育に関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方公共団体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を含め具体的内容を検討する。	平成18年度中に措置できるよう結論	文部科学省
803	専修学校に対する幼稚園の教員養成機関としての指定	教育職員免許法(昭和24年5月31日法律第147号)別表第1備考第3号 教育職員免許法施行規則(昭和29年10月27日文部省令第26号)第27条、第28条第1項	現在、専修学校に対しては幼稚園の教員養成機関としての指定を行っていないところ、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討する。	平成18年度中に結論	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
905	介護保険料賦課決定の弾力化	介護保険法(平成9年法律第123号)第129条第2項 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第38条、第39条	介護保険料設定の弾力化(介護支援ボランティア控除の創設)については、保険者等の意見を踏まえて検討し、平成18年度中に結論を得ることとする。	平成18年度中に結論	厚生労働省
906	オンライン化に伴う申請・届出等の経由進達の廃止	結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条 結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の4	結核予防法における申請・届出の保健所等の経由事務規定については、国会提出中の法案が成立した場合には、当該経由規定が廃止される予定である。	平成18年度中に結論	厚生労働省
907	被用者保険資格喪失時の喪失情報通知の義務化	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第113条の2	社会保険庁及び厚生労働省において、社会保険庁からの国民年金の被保険者の種別の変更等に関する情報の提供事務の在り方について検討を行い、平成19年9月頃までに結論を得ることとする。	平成19年9月頃までに結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
908	都道府県職業能力開発校の弾力的運営について	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条、第15条の6、第16条	都道府県職業能力開発校の運営に関して、公共職業訓練が雇用対策におけるセーフティネットとして重要な役割を果たしていることを踏まえ、時代のニーズ、地域の産業構造の変化等に的確に対応した技能の習得を図ることができ、効果的・効率的な職業能力開発を推進することが可能となるよう、柔軟な科目改編、多様な外部人材の活用などの方策について、管理運営の外部委託を含め、その適正な運営を確保することが可能かどうかにつき、地方公共団体の意見を踏まえつつ、検討を行う。	平成19年度のできるだけ早期に結論	厚生労働省
1102	商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲	商工会議所法施行令(昭和28年9月30日政令第315号)第7条	「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申(平成18年7月31日 規制改革・民間開放推進会議決定)」に基づき、商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲について平成19年度中に調査を行い、必要に応じて所要の見直しを行う。	平成19年度中に結論	経済産業省
1103	風力発電施設設置に係る工場立地法の適用除外	工場立地法(昭和34年3月20日法律第24号)第6条 工場立地法施行令(昭和49年2月22日政令第29号)第1条	風力発電施設設置に係る工場立地法の適用除外については、大規模風力発電施設の建設需要等が高まっていることに鑑み、平成18年9月以降開催予定の産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において、検討する。	平成18年度中に結論	経済産業省
1104	砂利採取業者の登録申請書の添付書類の簡略化	砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年7月18日通商産業省令第80号)第2条第2項第4号、第5号、第6号	砂利採取業者の登録申請書への添付を義務づけている「業務主任者の住民票」、「砂利採取業経歴書」及び「法人の定款」の簡略化について、各都道府県の意見を聴いたうえで省令改正等の検討を行い、結論を得る。	平成19年9月頃までに結論	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1105	採石業者の登録申請書の添付書類の簡略化	採石法施行規則(昭和26年1月31日通商産業省令第6号)第8条第2項第4号、第5号、第6号	採石業者の登録申請書への添付を義務づけている「業務管理者の住民票」、「採石業経歴書」及び「法人の定款」の簡略化について、各都道府県の意見を聴いたうえで省令改正等の検討を行い、結論を得る。	平成19年9月頃までに結論	経済産業省
1106	固体酸化物型燃料電池(SOFC)の実証実験を円滑に行うための規制緩和	電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第42条第1項、第43条第1項 電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号)第50条第1項、第52条第1項 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第51号)第35条 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第52号)第46条 電気設備の技術基準の解釈第51条	小出力の固体酸化物型燃料電池発電設備に関して、一般用電気工作物へ位置づけること、不活性ガスによって燃料ガスを置換する構造を省略すること及び常時監視しない発電所のうち随時巡回方式対応の発電所として運用することについての検討を行い、結論を得る。	平成18年度中に結論	経済産業省
1107	法定事業者検査の発電所単位での品質システム構築と審査の見直し	電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第55条 電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号)第94条の5、第94条の5の2 安全管理審査実施要領(内規)(平成18年7月20日付け平成18・06・15原院第4号)	安全管理検査制度については、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において溶接安全管理検査について運用改善に関する検討を行っている。この検討を踏まえた上で、定期安全管理検査に係る運用について検討を行い、結論を得る。	平成19年度中に結論	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1108	特例措置1143及び1144における問題審査手数料の見直し	平成18年経済産業省告示第248号第1条第1項第3号、第2条第3項 平成18年経済産業省告示第249号第1条第1項第3号、第2条第3項	修了認定にかかる試験問題に対する審査手数料については、経済産業省において、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営における採算性について配慮するとともに、講座開設者への過度の負担とならないように、審査にかかる実費等を勘案しつつ、検討を行う。	平成19年9月頃までに結論	経済産業省
1109	修了者に対する情報セキュリティアドミストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	修了者に対する情報セキュリティアドミストラータ試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。	平成19年9月頃までに結論	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1110	修了者に対するテクニカルエンジニア(ネットワーク)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	修了者に対するテクニカルエンジニア(ネットワーク)試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。	平成19年9月頃までに結論	経済産業省
1111	修了者に対するテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	修了者に対するテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。	平成19年9月頃までに結論	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1112	修了者に対するテクニカルエンジニア(システム管理)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	修了者に対するテクニカルエンジニア(システム管理)試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。	平成19年9月頃までに結論	経済産業省
1113	NPO法人に対する資金調達制度拡充	中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)第2条	NPOに対する資金調達制度の拡充については、「骨太2006」に基づく内閣府でのNPO制度の見直しの状況を踏まえ、中小企業施策のNPOへの適用拡大等について、有識者による検討を行う。その一環として、信用保証協会の中小企業への債務保証に対する中小企業金融公庫による保険制度を、NPOに対象拡大することについて、行政改革推進法に基づく政策金融改革の動向を踏まえ、検討する。	平成19年度中に結論	経済産業省
1204	特定重要港湾の入港料に係る国の関与の見直しについて	港湾法(昭和25年5月31日法律第218号)第44条の2第1項、第2項 港湾法第60条4の2	特定重要港湾の入港料に関する国の関与(事前協議制)については、平成16年3月30日に立ち上げた「入港料に関する検討委員会」において、港湾の国際競争力強化及び内外の海運企業等の適正な利用に与える影響などを考慮した上で、見直しの方向で検討し、平成18年度中に結論を得る。	平成18年度中に結論	国土交通省

別表4 提案を実現するために対応すべき事項

番号	事項名	措置の概要	実施時期	担当省庁
401	公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除要件の緩和	公共施設の転用に伴い、地方公共団体から民間事業者等に対する貸付け等の方法により事業主体の変更が行われる場合、転用後の当該施設が低廉な利用料で広く住民の利用に供されるか否か等を総合的に勘案し、地方公共団体自ら事業主体となる場合と同様の公共性を有すると認められる場合は、地方債の繰上償還を要しないこととされており、貸付により事業主体が変更されるこれらの場合、原則として繰上償還が不要となる。譲渡による場合には、当該施設を譲渡される主体の性格や譲渡の目的が地方公共団体自ら事業主体となる場合と同様の公共性を有すると認められ、譲渡後の処分の制限等について所要の担保措置が講じられる場合で、地方財政法上の地方債の発行対象経費に相当すると認められる場合には、繰上償還が不要となる。	平成18年度中	内閣官房 総務省
501	高度人材に対する永住許可弾力化	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、外国人情報処理技術者であって、我が国への貢献が認められる者については、永住許可要件の緩和を行うこととする。	平成18年度中	内閣官房 法務省
502	高度人材に対する入国申請手続に係る優先処理	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、外国人情報処理技術者については、入国・在留諸申請の優先処理を行うこととする。	平成18年度中	内閣官房 法務省